

～さわやかなくらしをあなたに～

吉富町の下水道



吉富町污水鉄蓋



吉富町

受益者負担金とは

下水道の整備は町全体ではなく、区域が特定されることから、下水道の整備によって利益を受ける人に、建設費の一部を負担していただく制度です。

受益者とは

下水道排水区域内で、一般住居、営業又は製造で使用している水廻りのある建物を所有する方が受益者となります。

負担金の額

- ✚ 一戸当り 143,000円（賦課は一回限りです）
- ✚ 一般の住居以外のアパート、事務所などは他の基準により算定します。
- ✚ 受益者負担金は、「公共ます」の設置費用ではありません。

負担金の納付方法

5年に分割し、さらに各年度を3期に分けて計15回の分割で納めていただきます。

■ 負担金の額が143,000円の場合

年 度 (令和→R)	納 付 額	期別納付額及び納期		
		第1期 6月1日～6月30日	第2期 10月1日～10月31日	第3期 2月1日～2月末日
初年度	29,000円	10,000円	9,500円	9,500円
2年度	28,500円	9,500円	9,500円	9,500円
3年度	28,500円	9,500円	9,500円	9,500円
4年度	28,500円	9,500円	9,500円	9,500円
5年度	28,500円	9,500円	9,500円	9,500円
合計納付額	143,000円			

負担金の納付時期

時期は次の通りです。

- ◎ 第1期分・・・ 6月1日～ 6月30日
- ◎ 第2期分・・・ 10月1日～10月31日
- ◎ 第3期分・・・ 2月1日～ 2月 末日

一括納付報奨金制度

※それぞれの年度の6月中でなければ報奨金は交付されません。

負担金を一括して納める場合に、次のとおり報奨金が交付されます。

1 初年度の第1期に全額(143,000 円)を一括して納める場合

報奨率 **20%**

$143,000 \text{ 円} \times 20\% = 28,600 \text{ 円}$ (報奨金額)
 $143,000 \text{ 円} - 28,600 \text{ 円} = 114,400 \text{ 円}$ (差引納付額)

2 2年目の第1期に残額(114,000 円)を一括して納める場合

報奨率 **16%**

$114,000 \text{ 円} \times 16\% = 18,240 \text{ 円}$ (報奨金額)
 $114,000 \text{ 円} - 18,240 \text{ 円} = 95,760 \text{ 円}$ (差引納付額)

3 3年目の第1期に残額(85,500 円)を一括して納める場合

報奨率 **14%**

$85,500 \text{ 円} \times 14\% = 11,970 \text{ 円}$ (報奨金額)
 $85,500 \text{ 円} - 11,970 \text{ 円} = 73,530 \text{ 円}$ (差引納付額)

4 4年目の第1期に残額(57,000 円)を一括して納める場合

報奨率 **12%**

$57,000 \text{ 円} \times 12\% = 6,840 \text{ 円}$ (報奨金額)
 $57,000 \text{ 円} - 6,840 \text{ 円} = 50,160 \text{ 円}$ (差引納付額)

5 5年目の第1期に残額(28,500 円)を一括して納める場合

報奨率 **6%**

$28,500 \text{ 円} \times 6\% = 1,710 \text{ 円}$ (報奨金額)
 $28,500 \text{ 円} - 1,710 \text{ 円} = 26,790 \text{ 円}$ (差引納付額)

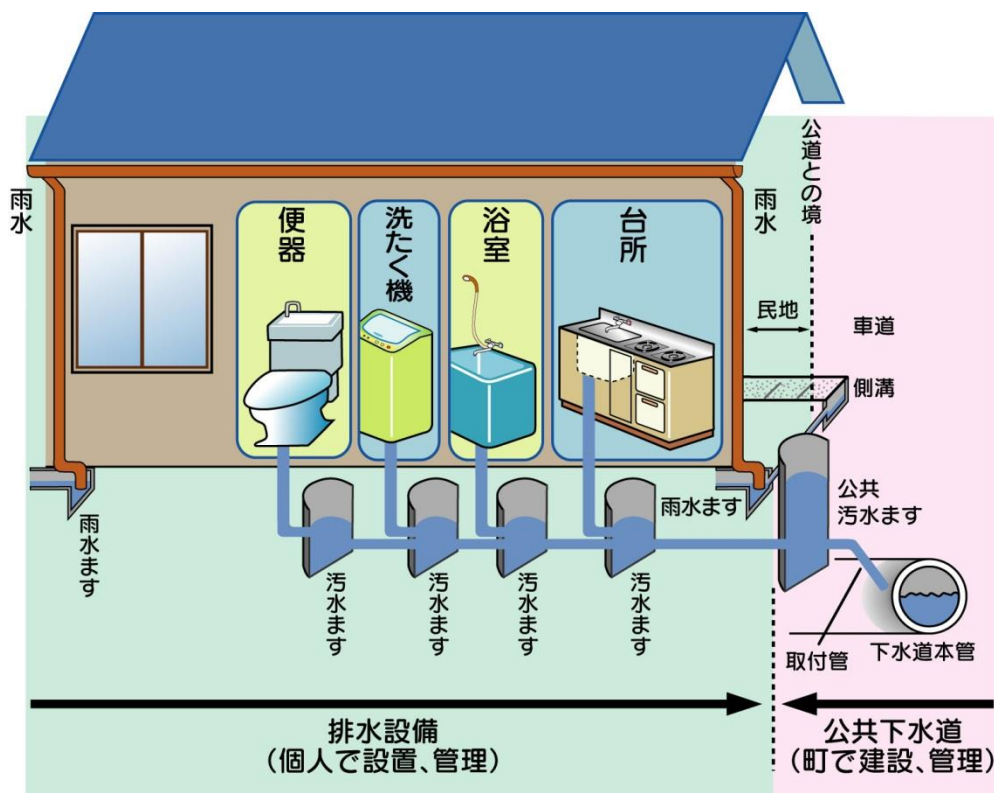
徴収猶予・減免制

特別な事情により負担金の納付が、
困難と認められる場合（申請が必要）

延滞金

納付期日までに、負担金の納付が
なかった場合（利率年 14.5%）

排水設備、水洗化工事は



工事はなるべくお早めに

くみ取り便所は、下水道が使えるようになってから、3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

浄化槽の場合は

浄化槽を設置されている場合は、便所はすでに水洗化されていますから、他の生活排水を含めて接続工事をして、公共汚水ますに流してください。

アパートなどの建物や住宅団地の浄化槽の場合も同様です。

工事は町指定工事店で

排水設備工事は、町の指定を受けている指定工事店以外の方は工事できません。

※ 必ず吉富町下水道排水設備指定工事店へ依頼してください。



①見積り・契約

指定工事店に希望をつたえ、見積りを依頼します。
見積書にはよく目をとおり、内容や工事費を確かめた
うえ、契約しましょう。



申 請 書
・工 事
・あっせん

②申請の手続き

便所の水洗化などの排水設備の工事
をするには、次の手続きが必要です。

- ◎ 排水設備計画確認申請
- ◎ 融資あっせん申請（融資希望の場合）

これらの手続きは、
指定工事店が代行
してくれます。

③工事の完了と検査

工事が完了すると、申請どおり施工されているか、
町が検査します。

検査に合格すれば「排水設備検査済証」を交付し、
門戸などに貼ります。
使用開始届けを提出し、下水道の使用が始まります。



吉富町下水道排水設備指定工事店一覧表

吉 富 町 (0979)		
高瀬設備工業	別府384-4	(23) 1477
(株)つねひろ 吉富支店	小犬丸360-8	(22) 5781
向野工務店	幸子910-4	(23) 4415
(株)ながそえ 吉富営業所	広津489-2	(23) 0502
(有)中井設備 吉富支店	別府485-1	(23) 3322
なみき(株) 吉富営業所	広津128	(22) 4516
ひびき(株) 吉富営業所	広津517-1	(23) 3012
(株)松山商会 吉富営業所	広津294-5	(22) 2879
(株)昇栄 吉富支店	鈴熊219-8	(62) 9666
(株)ことぶき	小犬丸86-6	(24) 6823
上 毛 町 (0979)		
(株)しげもり	八ツ並478-3	(72) 4111
(株)岩渕工務店 豊前出張所	垂水1812-2	(72) 2224
(株)日大 福岡営業所	垂水350-2	(64) 6464
新興産業	宇野705-3	(84) 7588
徳丸設備(株) 上毛営業所	宇野520	(64) 9700
豊 前 市 (0979)		
光輪サービス	宇島52-3	(83) 2717
(有)フジ電 豊前営業所	下河内1515	(88) 2039
(有)恵良工務店	四郎丸423-1	(82) 1696
(有)太田総合設備	堀立439-1	(83) 2510

豊 前 市 (0979)		
(株)下畑電設工業	久路土635-1	(82)8705
(株)ムクノ	八屋2533-2	(83)2002
(有)村本工務店 豊前営業所	四郎丸639-2	(82)2661
(株)若本屋	千束289-5	(83)2525
(有)西村ガス住設センター	中川底368	(88)2783
高井設備	赤熊565	(82)3303
拓水設備	八屋2287-1	(82)4546
北豊設備工業	三楽385-3	(83)4552
築 上 町 (0930)		
松山建設(株)京築支店	椎田885	(56)0262
平川ガス(有)	東築城1042-7	(52)1104
行 橋 市 (0930)		
(株)奥村商会	道場寺1432-1	(22)2499
(有)平原工業 行橋営業所	東大橋3-10-21	0979(32)6173
苅 田 町 (093)		
(株)泉産業	神田町1-16-8	(434)0459

※ 各家庭から下水道へ排水するための排水設備工事（新設・増設・改造・修繕等）は、
上記の指定工事店以外は行うことが出来ません。

必ず吉富町下水道排水設備指定工事店に登録した事業者に依頼してください。

令和8年4月1日現在

水洗便所等改造資金の融資あっせん及び助成制度

水洗化便所等改造資金 の融資あっせん制度

町では、水洗トイレに改造する工事費等を負担することが困難な人、その他一定の要件を満たしている人に対して町が指定した金融機関に対し融資のあっせんを行います。

水洗化工事の助成制度

処理区域内の皆さんが既設の汲み取り便所や浄化槽等を改造され、下水道に接続される場合（新設を除く）に助成されます。

※ただし、国・公共団体その他法人が設置または管理する建築物は対象になりません。

水洗便所等改造助成金

供用開始の公示から公共下水道へ接続された期間によって異なります。

- ・ 1年以内に接続された方・・・ **4万円**
- ・ 1年～2年以内に接続された方・・・ **2万円**
- ・ 2年～3年以内に接続された方・・・ **1万円**

※ただし、下水道受益者負担金を滞納していない方に限ります。

◎助成金の申請手続き

排水設備工事が完了し、検査に合格したときは、町に申請手続きを行ってください。

合併浄化槽切替接続費補助金

吉富町公共下水道事業計画において平成27年度以降に拡大された予定処理区域に合併処理浄化槽を設置されている方が、公共下水道供用開始後3年以内に下水道に接続された場合、その方が接続に要した経費を補助する制度です。補助額は接続に要した経費から水洗便所改造助成金を差し引いた額を限度とし、332,000円までとなっています。

※ただし、吉富町合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金が支給された合併処理浄化槽の接続は対象になりません。

◎補助金の申請手続き

水洗化工事の助成制度と同様に、排水設備工事が完了し、検査に合格したときは、町に申請手続きを行ってください。

【排水設備（配管延長）助成金】

宅内から公共ますまでの距離が長い場合に、工事費の一部を助成します。

対象となる方：既存の建物を下水道へ接続する工事で、新設する排水管の長さが30メートルを超える方。

助成金額：30メートルを超えた延長部分に対し、1メートルにつき9,000円

（上限：27万円／延長30メートル分まで）

主な要件：新築は対象外です。町税や下水道負担金などの滞納がない方に限ります。

必ず工事着手前に申請が必要です。

下水道使用料について

下水道使用料は、施設を運転及び維持管理するための費用に使用します。

汚水の排出量の決め方

(1)

水道水だけを使用
している場合

水道の使用水量とします。 町でメーターを設置し、
水量を確認します。

(2)

井戸水だけを使用
している場合

(3)

水道水と井戸水を
併用している場合

1)と2)を合算した
水量とします。

(4) その他 使用の態様を勘案し認定します。

下水道使用料の算出

下水道使用料は、水道料金と同様2ヶ月ごとのメーター検針による使用水量を2分の1にして、次の表により、2ヶ月に分けて請求します。

(2ヶ月の料金は、ほぼ同額となります)

区 分	使 用 料	
	基 本 料 金	追 加 料 金
一 般 汚 水	8 m ³ まで1,080円	1 m ³ につき150円

※使用料は上記料金に消費税を加えた金額となります。

支払い方法

口座振替、窓口払い、コンビニ納付・スマホ決済による方法があります。

下水道を正しく使いましょう

下水道ができたからといって何でも流せるわけではありません。下水道はみんなの大切な財産です。下水道を使うひとりひとりがルールを守って正しく使いましょう。



野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油を流さないようにしましょう。

揮発性の高い危険物は、大爆発をおこす原因になります。



トイレットペーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。



合成洗剤に含まれているリンは、終末処理場で処理しても取り除くことが困難です。無リン洗剤を使うように心がけましょう。



台所、浴室などの排水口には、大きなものが流れ込まないように必ず網か格子をつけましょう。

下水道が正しく使用されなければ施設に損害を与え、施設の寿命を縮めることにもなり、それは維持管理費の無駄遣い、さらには使用料の値上げにもつながります。また処罰の対象となる場合もあります。